

平成23年度第1回青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会 におけるご質問等に対する回答について

青森県後期高齢者医療広域連合

平成23年度第1回青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会(平成23年10月25日開催)において委員からの預かりとなっておりましたご質問等に対する回答については、以下のとおりであります。

ご質問等の項目

我が町は、医療費負担として広域連合へ9,293万を支払っておりますが、このことについて、広域連合としてはどのように考えるか。

回 答

後期高齢者医療制度においては、『高齢者の医療の確保に関する法律』により、その市町村にお住まいの被保険者に係る医療給付費（広域連合が医療機関へ支払う分）について、保険料（約1割）、公費（国・県・市町村：約5割）、若年層からの支援金（約4割）で賄われることとなっており、市町村からは医療給付費の約1/12が負担金として広域連合へ納入されることとなっております。

当該町における平成22年度の実績見込額については、医療給付費が約11億円であり、その約1/12である約9,200万円が負担金として広域連合へ納入されております。